

会費規定について

2014年2月25日

一般社団法人オープン・コーポレイツ・ジャパン

OCJ会費規定に関し、定款第5条及び第6条により、以下の通りとする。

1. 会員種類と議決権

定款第5条により、会員種類は下記の通りとし、うち正会員のみをもって社員総会を構成する。
また、1正会員に1議決権を付与する。

(1) 正会員

当社団事業の趣旨に賛同し、入会する法人（企業、公共団体）及び個人
当社団事業に参加頂けるほか、提供する様々なサービスを優先的に利用できるものとする。

(2) 賛助会員

当社団事業の様々な方面で支援し、入会する法人（企業、公共団体）及び個人
当社団が運営・提供する様々なサービスを優先的に利用できるものとする。

(3) 特別会員

当社団事業の運営で必要と認める法人（企業、公共団体）及び個人
当社団事業に様々な形で参加いただけるものとする。

2. 入会金及び会費

定款第6条により、入会金、会費を規定する。

(1) 入会金（正会員のみ）

法人：3万円（公共・公益団体を含む）
個人：1万円（法人格をもたない個人事業者含む）

(2) 年会費（月割）

会員種類 クラス	正会員	賛助会員 (1口30,000円)	特別会員
大企業(※1)	240,000円	4口以上	なし
中堅企業(※2)	120,000円	2口以上	
中小企業(※3)	60,000円	1口以上	
公共・公益団体	60,000円	1口以上	
個人（個人事業主含む）	30,000円	1口以上	

- ・年度途中の入会は、月割とする。月途中は同月を含むものとする。
- ・企業クラスの定義は、中小企業基本法で定義されたもの
(※1)大企業・・・資本金3億円以上、又は従業員300人以上
(卸売業、サービス業、小売業については別定義あり)
(※2)中堅企業・・・上記「大企業」のうち、資本金10億円未満の企業
(※3)中小企業・・・(※1)(※2)に属さない法人格をもつ企業

以上